

令和6年5月24日

報道機関各位

市税に係る督促状の誤送付について

令和6年度固定資産税・都市計画税第1期の督促状を発送したところ、その一部において、納期内に納付されたにもかかわらず、誤って督促状を送付していたことが判明しました。

誤って督促状が送付された皆様に、多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

既に納付していただいておりますことから、二重に納付なされませんようお願い申し上げます。

1 対象件数

715件（送付総件数 12,958件）

2 経過

令和6年4月30日を納期限とする固定資産税・都市計画税第1期の督促状を5月20日に送付したところ、受け取った納税者から、納期内に納付したものの督促状が届いたとの連絡が5月23日（木）にあり発覚したものの。

3 原因

地方税統一QRコードを利用して「地方税お支払サイト」もしくは「スマートフォン決済アプリ」により、全期一括納付された方の納付データについて、市の電算処理委託業者において処理漏れが生じ、納付データが反映されない状態のまま督促状を作成したものです。

4 今後の対応

- (1) 5月24日（金）、誤って督促状を送付した方に対して、お詫びと説明の文書を送付します。
- (2) 市の電算処理委託業者に対して再発防止を求めるとともに、市においても処理が適正に行われるよう委託業者に対する指示及び確認を徹底いたします。

（事務担当） 税務課徴収企画係
電話 0246-22-7424